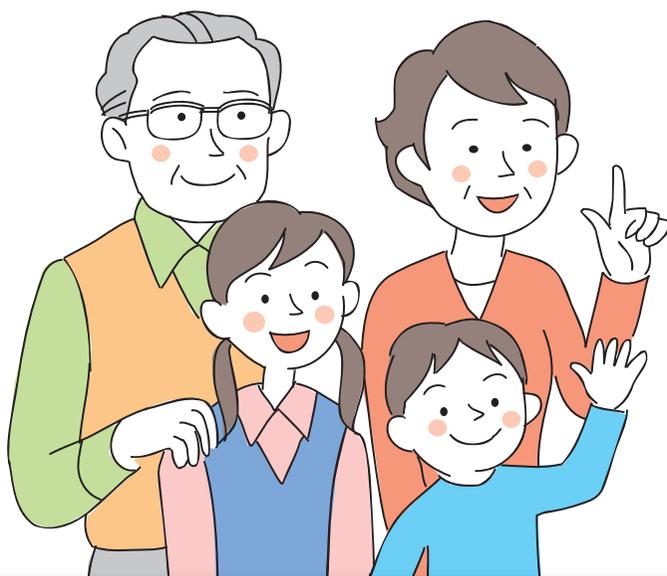


知っ得! ガイド 損害保険を 賢く利用する方法

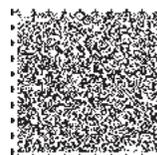


 転ばぬ先の杖 契約上の注意点

 念には念を入れよ 損害保険商品の復習

 油断大敵 巻き込まれやすいトラブル

これは音声コードです。
専用の読み取り装置やスマートフォンなどを使用することで
記録された情報を音声で聞くことができます。

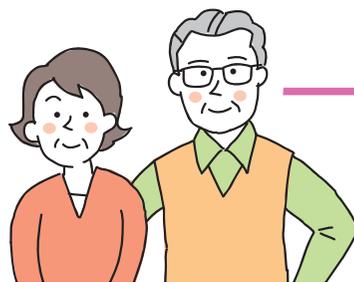
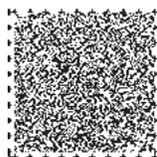


目次

あなたの「損害保険」力をチェック!	3 ページ
「転ばぬ先の杖」契約時の心得	4 ページ
契約後の心得	7 ページ
「備えあれば憂いなし」事故・災害時の心得	8 ページ
「念には念を入れよ」損害保険商品の復習	9 ページ
すまいの保険	10 ページ
からだの保険	12 ページ
くるまの保険	13 ページ
「油断大敵」巻き込まれやすいトラブル	14 ページ
日本損害保険協会会員会社の お客様相談窓口一覧	15 ページ

はじめに

この冊子は、損害保険のご利用にあたっての注意事項、損害保険商品の概要、巻き込まれやすいトラブルへのご注意等、特に知っておいていただきたい事項を掲載しています。この冊子で損害保険を上手に活用いただき、より安心できる日常につながれば幸いです。



あなたの**損 害 保 険**力を チェック!

～あなたの契約内容の把握度は?～

次の質問について○か×かでお答えください

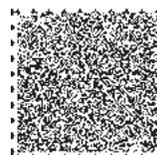
1	現在、契約している損害保険(すまい、からだ、くるま)を列挙することができる。	
2	契約している損害保険の保険証券をすぐ取り出すことができる。	
3	契約内容を確認したい場合や事故や災害に遭った場合、連絡すべき保険会社または代理店の連絡先を知っている。	
4	損害保険の商品内容を知っている。	

1 が不安な方は**4**ページで改めて確認しましょう!

2 が不安な方は改めて確認のうえ、**7**ページに記載されている項目も確認しましょう!

3 が不安な方は改めて確認のうえ、**8**ページに記載されている項目も確認しましょう!

4 が不安な方は**9**ページで改めて確認しましょう!



転ばぬ先の杖 契約時の心得

- 現在契約している保険契約について、次のリストに記入しながら確認してみましょう。

※複数ある場合は保険金が高いもの2つを記入してください。

すまいの保険

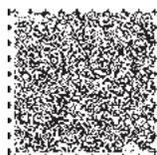
保険種類 (火災保険・地震保険など)		
1 保険会社名		
2 代理店名(電話番号)		

からだの保険

保険種類 (傷害保険・医療保険など)		
1 保険会社名		
2 代理店名(電話番号)		

くるまの保険

保険種類 (自賠責保険・自動車保険)		
1 保険会社名		
2 代理店名(電話番号)		



●ご契約(新規・更新)にあたって、ご自身の意向を保険会社または代理店に伝え、納得するまで確認しましょう。



チェック
ポイント

契約内容について、以下の事項にチェックを記入しながら確認しましょう。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保険金が支払われる場合 | <input type="checkbox"/> 保険金が支払われない場合 |
| <input type="checkbox"/> 受取れる保険金の額 | <input type="checkbox"/> 免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険の始期日・満期日 | |

保険金が支払われない場合
について教えてください



保険の内容についてわからないことがあれば理解できるまで説明を求めてください。

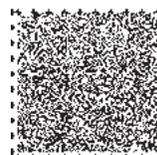


一人で説明を受けるのが不安であれば、親族に同席してもらうこともできます。



重複確認

他の保険と補償内容が重複していないか確認してください
(重複して加入していると、保険料が無駄になることがあります)。



● 契約申込書に署名または捺印しましょう



チェック ポイント

契約しようとしている保険の内容が意向に合っていることを以下のチェック項目で確認したうえで、署名または捺印しましょう。

- 補償内容(保険金が支払われる場合・支払われない場合)
- 保険期間(補償される期間)
- 保険料の支払方法(口座振替、クレジットカード払、請求書払、現金払など)



時間がかかっても内容をきちんと確認することが重要です。
保険会社または代理店のサポートを得ながら手続きを進めてください。



インターネットでの手続きでは、安易に「同意する」をクリックせず、内容をきちんと確認してから手続きを進めてください。



契約後の心得

- 契約手続き終了後、保険証券が送られてきたら改めて内容を確認し、大切な書類をきちんと保管しておきましょう

チェックポイント

保険証券を基に、以下の事項にチェックを記入しながら確認しましょう。

- 保険金が支払われる場合
- 保険金が支払われない場合
- 契約の満期日

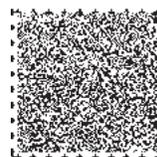


引越しや車の買替え・使用目的の変更がある場合、保険会社または代理店に連絡しましょう。連絡をしないと、契約が解除されたり、保険金が支払われなかったりする場合があります。

- 万一の際にあわてないよう、ご親族に契約内容を伝えておきましょう。

ご契約者が亡くなった場合、ご親族が必要手続きを行わないと、結果的に不利益を被る場合(※)がありますので、ご親族から保険会社へ連絡することが必要です。

※亡くなったご契約者の推定相続人が知らない間に契約者になったり、亡くなったご契約者の口座停止手続きがされないまま契約が継続したりする場合があります。



備えあれば憂いなし 事故・災害時の心得

- 事故・災害に遭ったら、必ず、保険会社または代理店に連絡してください。



チェックポイント

保険会社または代理店に連絡する際は、以下の項目を確認しましょう
(確認した項目をチェックしましょう)。

- 契約している保険の内容
- 保険金の請求に必要な手続き
- 保険金の請求に必要な書類、およびその記載方法



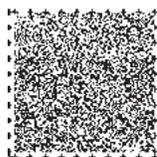
請求手続きの流れ…
書類の書き方…

保険金の請求手続きや書類の記載においてわからないことがあれば、いつでも保険会社または代理店に相談してください。



代理で請求

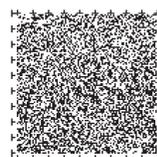
ご自身で請求ができない場合、ご親族等が代理で請求できることがあります。加入している保険について、日頃からご親族等と話し合っておくと安心です。



念には念を入れよ 損害保険商品の復習

名称は同じでも、保険会社によって補償内容、保険料には違いがあります。損害保険を上手に活用いただくにあたり、いまいちど商品の概要について確認してみましょう。

すまいの 保険	火災保険	建物や家財に対する火災や自然災害(地震災害を除く)などによる損害に備える保険
	地震保険 火災保険と セットで加入	建物や家財に対する地震・噴火・津波による損害に備える保険
からだの 保険	傷害保険	ケガによる損害に備える保険 (基本的に病気は補償されない)
	医療保険	ケガや病気による損害に備える保険
くるまの 保険	自賠責保険 加入は義務	車の事故により、他人を死傷させた場合の損害に備える保険
	自動車保険 加入は任意	車の事故により、他人を死傷させたり、他人の車を壊してしまったりした場合の損害賠償責任、自分のケガ、自分の車の損害などに総合的に備える保険
その他	海外旅行 保険	海外旅行中のケガのほか、病気や身の回り品の損害、損害賠償責任、捜索救助費用などのさまざまなリスクに備える保険
	個人賠償 責任保険	自転車事故など日常生活において他人に損害を与えてしまった場合に備える保険



すまいの保険

●火災保険

建物や家財に対する火災や自然災害(地震災害を除く)などによる損害に備える保険

【自然災害の例】



風災



水災

火災保険は、火災だけでなく、自然災害(地震災害を除く)による損害を補償します。

このほか、以下のような日常の事故による損害についても補償する商品があります。

- ・自動車の飛び込みや、いたずらによる投石など
- ・給排水管の事故による床の張り替えや家具の買い替え
- ・空き巣による家財の盗難や窓ガラス・ドアの破損など

建物と家財を別々に契約する必要があります



建物

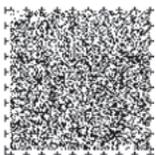


家財

※賃貸住宅居住者は家財のみ契約することができます

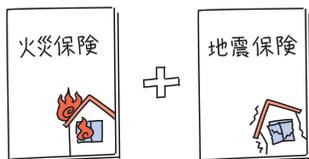
地震等による建物や家財の火災・損壊は、火災保険ではカバーされません

地震・噴火・津波による損害は、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、火災保険とセットで地震保険を契約する必要があります。地震保険については、次のページをご覧ください。



●地震保険

建物や家財に対する地震・噴火・津波による損害に備える保険



地震保険は、単独では契約できず、火災保険とセットで契約する必要があります(中途で付けることも可)。

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%です。
(建物と家財、別々で契約が必要です。)

	火災保険の契約金額に対する割合	限度額
建物	30～50%	5,000万円
家財		1,000万円

保険金は、損害の程度に応じて一定割合が支払われます。

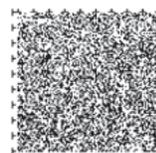
全損		地震保険金額の100%(時価が限度)
2016年12月31日以前始期の契約	半損	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
	大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)
2017年1月1日以降始期の契約	小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)
	一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

保険料には、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

割引制度	保険料の割引率	
免震建築物割引	50%	
耐震等級割引	耐震等級3	50%
	耐震等級2	30%
	耐震等級1	10%
耐震診断割引	10%	
建築年割引	10%	

地震保険は、法律に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営しており、補償内容・保険料は、保険会社間で違いはありません。

被災された方々の生活の安定に寄与することを目的とした保険のため、地震保険の保険金だけでは必ずしももとどおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役割を果たします。



からだの保険

● 傷害保険

ケガによる損害に備える保険



「ケガ」は
補償あり



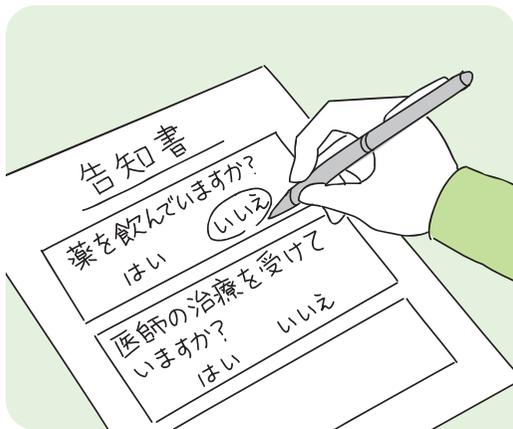
「病気」は
基本的に
補償なし

傷害保険では基本的に「ケガ」による損害だけを補償します。
「病気」に備えたいときは、医療保険をご検討ください。

傷害保険は、契約するときに、死亡・後遺障害・入院・通院などについてそれぞれ保険金額を定めます。

● 医療保険

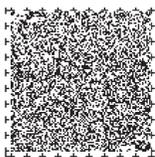
ケガや病気による損害に備える保険



申し込みの際には告知書に健康状態を正しくご記入ください。

現在の健康状態など保険会社から求められた項目について事実をお知らせいただく必要があります。

事実と異なると契約が解除される場合や、保険金が支払われない場合があります。



くるまの保険

● 自賠責保険(強制保険)

車の事故により、他人を死傷させた場合の損害に備える保険

法律によって加入が義務付けられています。

補償対象	○ 他人を死傷させた場合、加害者が負う損害賠償責任	
	× 被害者の物、自分の車、自分のケガの損害	
支払限度額	傷害による損害	被害者1名につき120万円
	後遺障害による損害	被害者1名につき4,000万円
	死亡による損害	被害者1名につき3,000万円

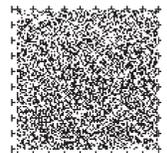
補償内容・保険料は、保険会社間で違いはありません。

被害者の物、自分の車、自分のケガの損害については、「自動車保険(任意保険)」で備える必要があります。

● 自動車保険(任意保険)

車の事故により、他人を死傷させたり、他人の車を壊してしまったりした場合の損害賠償責任、自分のケガ、自分の車の損害などに総合的に備える保険

	ケガの補償	モノの補償
相手への補償	相手にケガをさせた ・対人賠償保険	相手のモノを壊した ・対物賠償保険
自分への補償	自分や同乗者がケガをした ・人身傷害保険 ・搭乗者傷害保険 ・無保険車傷害保険 ・自損事故保険	自分の車が壊れた ・車両保険



油断大敵 巻き込まれやすいトラブル

⚠️ 「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルに注意!

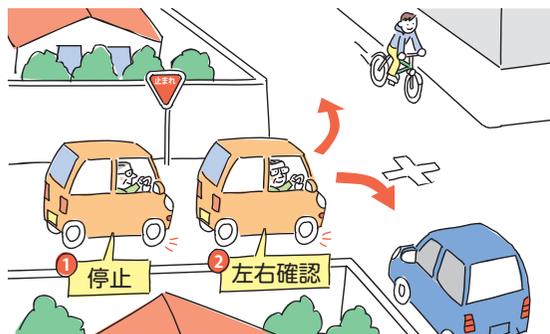


住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**修理契約前に、保険会社または代理店に必ず相談しましょう!**

トラブル例

「自己負担ゼロを強調する」、「強引に契約させようとする」、「うその理由で保険金を請求することをすすめてくる」

⚠️ 交差点の出合頭事故に注意!



高齢ドライバーの交通事故の3割が交差点内の出合頭事故です。

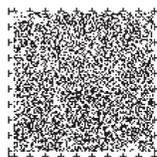
事故防止のための3つの行動

- ①見通しが悪ければ徐行が必要
- ②右折は急がず慎重に
- ③左折は後方の確認も大切

道路の横断中に交通事故に遭わないための実践3対策

- ①横断の前にひと呼吸おいて、左右の安全確認!
- ②信号機のある交差点や横断歩道などを渡りましょう!
- ③夕暮れから夜間、早朝は反射材を付けて自分の存在を車にアピール!

⚠️ 自転車事故に注意!



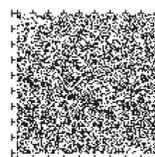
自転車は法律上、車と同じ車両です。事故の防止には、車道の左側を通行し、信号や標識に従うことが必要です。
自転車事故による相手への損害賠償責任は個人賠償責任保険で、自分のケガは傷害保険で補償されます!

日本損害保険協会会員会社のお客様相談窓口一覧

50音順 2020年4月現在

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	0120-101-101
アイペット損害保険株式会社	0800-919-1525
アクサ損害保険株式会社	0120-449-669
アニコム損害保険株式会社	0800-111-1091
イーデザイン損害保険株式会社	0120-063-040
AIG損害保険株式会社	0120-016-693
エイチ・エス損害保険株式会社	0120-937-836
SBI損害保険株式会社	0800-8888-836
au損害保険株式会社	0800-700-0600
共栄火災海上保険株式会社	0120-719-112
さくら損害保険株式会社	03-6388-0609
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	0120-532-200
セコム損害保険株式会社	0120-333-962
セゾン自動車火災保険株式会社	0120-281-389
ソニー損害保険株式会社	0120-101-656
損害保険ジャパン株式会社	0120-888-089
大同火災海上保険株式会社	0120-671-071
東京海上日動火災保険株式会社	0120-071-281
トーア再保険株式会社(※)	03-3253-3171
日新火災海上保険株式会社	0120-17-2424
日立キャピタル損害保険株式会社	0120-777-970
ペット&ファミリー損害保険株式会社	0120-584-412
三井住友海上火災保険株式会社	0120-632-277
三井ダイレクト損害保険株式会社	0120-312-770
明治安田損害保険株式会社	0120-255-400
楽天損害保険株式会社	0120-115-603
レスキュー損害保険株式会社	03-6910-3277

※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。



ご契約内容に関するご連絡について

損害保険のご契約内容の変更や事故のご連絡は直接、保険会社または代理店にお願いいたします。

ご契約の損害保険会社とトラブルが生じたら…

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

●電話番号



0570-022808

(通話料有料)

●受付時間

月～金曜日 午前9時15分～午後5時

(祝日・休日・12月30日～1月4日を除く)

契約や悪質商法などのご相談は全国の消費生活センターまたは消費生活相談窓口でも受け付けています。最寄りの相談窓口がわからない場合、消費者ホットライン188番(いやや!)をご利用ください。

当協会のホームページ

<https://www.sonpo.or.jp/>

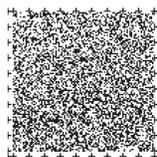


本冊子に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本損害保険協会

業務企画部 啓発・教育グループ

電話番号 **03-3255-1215**



この「知っ得！ガイド 損害保険を賢く利用する方法」は色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作られています。



印刷にはベジタブルインキを使用しています。